

令和8年度

笠野小学校 いじめ防止基本方針

「いじめを見逃さない・
風通しのよい学校づくり」

津幡町立笠野小学校

目 次

1 いじめの問題への基本姿勢	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの未然防止	6
4 いじめの早期発見	8
5 いじめに対する措置	11
6 インターネット上のいじめへの対応	18
7 家庭・地域の役割	20
8 重大事態への対処	21
参考資料 主な相談機関の案内	23

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとると示すこと。

ウ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員

の共通理解のもと、迅速に対応すること。

カ 学校外の活動がいじめの原因を誘発する場合も認識すること

学校と地域社会との日頃の連携を深め、迅速な連絡と的確な情報共有を図ること。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

<平成17年度「問題行動等調査」まで>

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

↓

<平成18年度「問題行動等調査」より>

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

↓

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策

チーム」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

- ＊好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合

- ＊軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（２）「いじめは笑いに隠される」

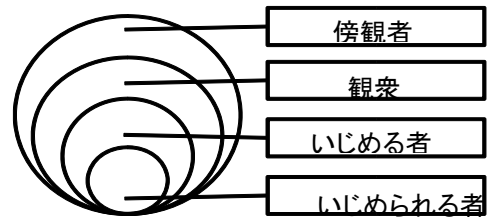
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対してのいじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第 204 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
→ 「名誉棄損罪」(刑法第 230 条), 「侮辱罪」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)

- ・児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する

→「児童ポルノ提供等」（児童買春・児童ポルノ禁止法第7条）

3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり

思わず取り組みたくなるような課題を設定し、児童の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。

- ・学習指導の場における積極的な生徒指導（学習指導と生徒指導の一体化）

学習指導に際し、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成の、四つの視点に留意する。

- ・「学び合い学習」⇒「子供主体の授業（個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実）」

学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童が主体的に授業に参加したり、授業場面で活躍したりできるようにする。また、必要な時に誰とでも関わり合いながら学習を進められるようにする。

- ・「教職員の学び合い」

教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・家庭と連携した道徳教育の推進

「道徳だより」の発行により、授業の様子や、家庭で話し合っ欲しいこと等を発信し、更に保護者の思いや家庭での取組を知る機会を作ること、道徳教育の充実を図る。

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他

者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養う)を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- ・「**考え、議論する道徳**」

いじめに関する事例を取り上げ、児童生徒が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・**学習ルールの徹底**

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底してやり通す。

- ・**問題行動への対処**

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

- ・**月目標の工夫**

毎月の生活目標の意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。

(4) 自己存在感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱き、児童が自己存在感を高められるよう努める。

- ・「**かさのっこ掲示板**」

職員が児童のがんばりを認めるメッセージを書くことで、自己存在感を高められるようにする。

(5) 児童会が中心となる取組

いじめ加害の背景には、日々のストレスが関わっていることを踏まえ、児童一人一人が自己肯定感や自己存在感を高めることで、いじめに向かわない心を育む。そして、「いじめを絶対に許さない」という雰囲気をつくっていく。

学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

- ・**生活目標「友だちのよいところをみとめよう」の取組**

児童が互いのよさを見つけ合い、自己肯定感を高められるようにするため、どのような取組をしていくとよいか、児童と共に考えていく。

(6) 体験活動を取り入れた取組

自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心を通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・「**なかよし班**」活動

清掃区域等を学年の縦割りで担当したり、児童会活動と一緒に活動をしたり、年間を通して上級生と下級生が助け合う機会をつくる。

- ・世代間交流会

地域に住んでいるお年寄りの方とレクリエーション活動を楽しみ、お年寄りの方を思いやる心を育む。

- （7）家庭と連携した取組

家庭と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・いじめ調査を活用した連携

いじめ調査の結果を保護者に周知し、いじめの問題に取り組む気運を高める。

- ・非行・被害防止講座の実施

いじめの問題に対する理解を深め、家庭で果たすべき役割について考える機会とする。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、「いじめ問題対策チーム」への報告等の適切な措置をとり、一人で抱え込まず組織で共有し対応の仕方等を考える。また、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証および組織的な対処法を定めておく必要がある。さらに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

- （1）小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・いいところみつけに、児童のいいところや交友関係、悩みを記録し、把握する。
- ・毎月1回 児童理解の会といじめ問題対策会議を持ち、職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- （2）定期的なアンケート調査の実施

- ・「なんでも相談」を実施し、児童が定期的に悩みを訴えられる体制を整える。
- ・「学校アンケート（いじめ調査と学校生活満足度を把握するアンケート）」を実施し、いじめの早期発見と児童理解に努める。
- ・「学校アンケート」は、1回は家庭で実施し、児童にとっていじめを訴えやすくする。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート結果をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすくするため、心の相談ポストを常時設置する。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な活用を図る。
- ・町教育センター**公認心理師**、学校支援会社会福祉士の活用を図る。

(4) 学校でわかるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず児童が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど） ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前でゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする

	○ 椅子や机がぼつんと残る	
放課後	○ 衣服が汚れたり，髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に，変化が見られる点）	
授業中	○ 文具など本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり，床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし，嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり，文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押し付けている
休み時間	○ 嫌なことを言わせたり，触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際など，自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり，殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり，後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押し付ける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり，机の中のを落としたりする
放課後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点（特に，変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく，おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物，靴，傘等を隠される	○ 刃物等，危険なものを所持する ○ 服装が乱れたり，汚れていたりしている
その他	○ 日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる	○ 教材費，写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為

○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS*のグループから故意に外される	- をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる
--	--

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上での気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（５）家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり 言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時間になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。

- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

5 いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対し、いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項*に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童生徒、加害児童生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

*法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCA（Plan・計画→Do・実行→Check・点検評価→Action・改善）サイクルで検証を担う役割がある。

①いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、生徒指導主事、養護教諭とし、いじめ対応アドバイザーを加え構成

する。

ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

iii) 学校・警察連絡員を決める。

ウ 機能・役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から朝の会や帰りの会、学級活動などでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
- ・アンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者等に周知し利用を促す。
- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。

ii) 学校や教職員のいじめ問題の対応力向上

- ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、児童への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・掲示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

iii) 「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域に対する周知

- ・見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校いじめ防止基本方針」となるようにすることが望ましい。
- ・各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

iv) 児童会・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

v) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会、関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で

交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚を持ち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

②個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該児童の学級担任に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合は、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・具体的対応策に関する指導・助言
 - ・警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

④いじめ問題に対する校内体制整備

(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり子ども

の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどと安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・状況に応じて、SCやSSW、いじめ対応アドバイザーなど外部専門家の協力を得て対応する。
- ・必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめの後遺症へのケアを行う。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたうえで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた子どもに不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。

- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもへの保護者の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。

- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまでに継続的に保護者と連携を図る。

- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。

- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) 「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の要件

i) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

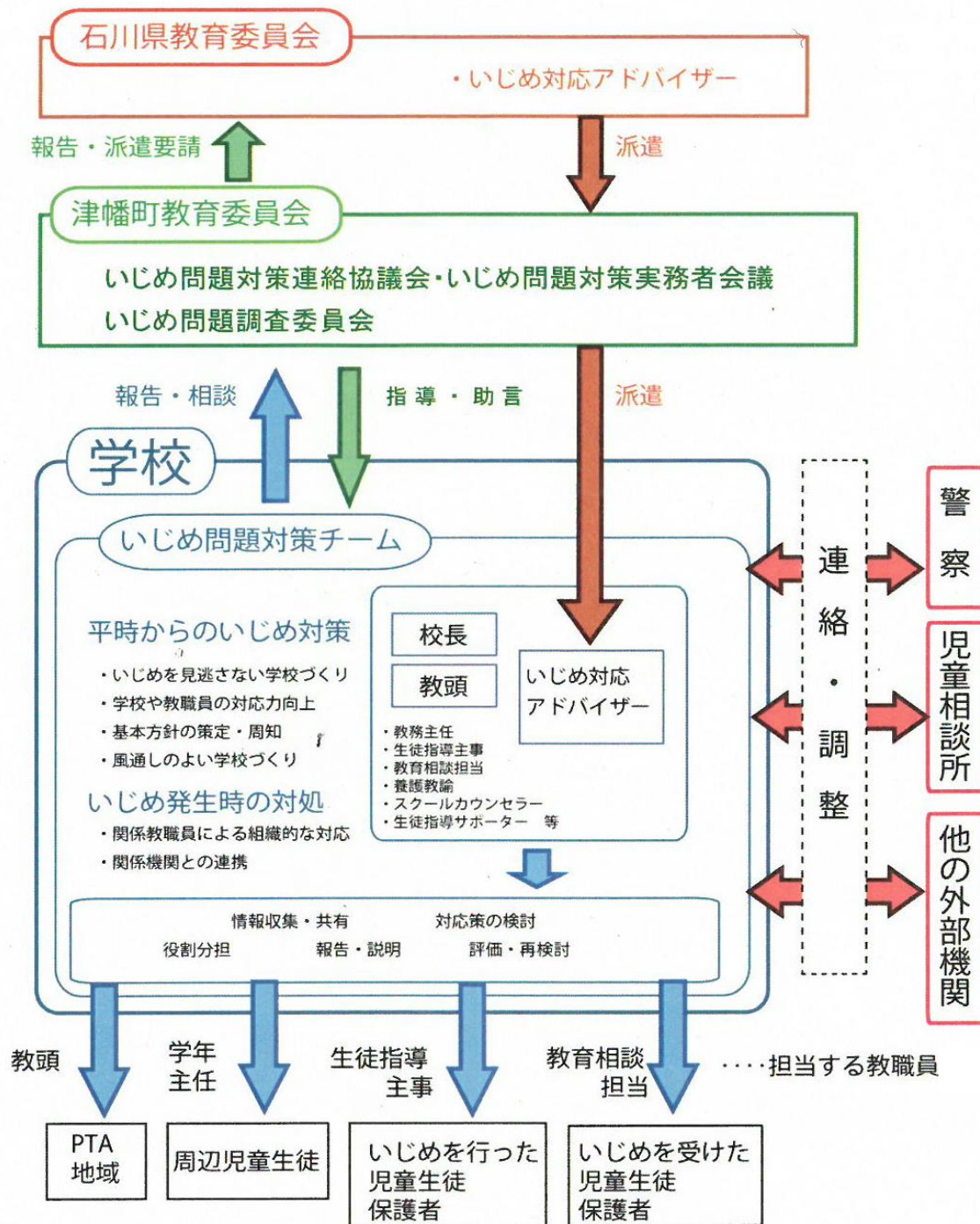
ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

いじめ問題に対する体制



チームでの役割分担に沿った適切な事案対応

6 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大しつつあり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進め、家庭においてはネット利用のルールづくりを進める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関

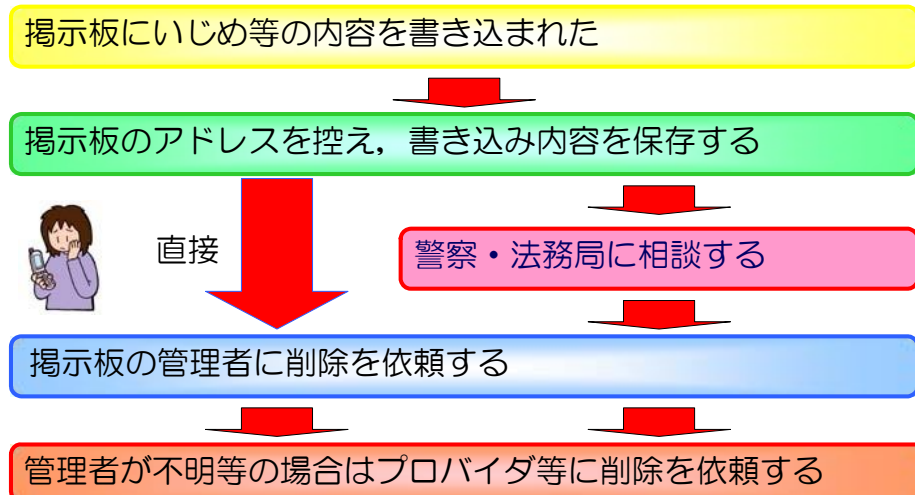
係機関の取組についても周知する。

- ・インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ネットいじめ等被害時の対応手順



(4) 削除依頼等の手順について

- ・事実の確認
被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への

相談状況，他の児童の認知状況等を確認し，実態を把握する。なお，書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え，書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し，校長の指示のもと組織的に対応する。その際，被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

被害者本人への対応（不安に共感的理解），加害者への対応（書き込み者が特定されている場合），当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について，インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には，当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には，被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは，事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認
書き込みを削除できた場合でも，しばらくの間は，被害者の心のケアはもちろんのこと，その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

7 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには，子どもを取り囲む大人一人一人が，「いじめは絶対に許されない」，「いじめは卑怯な行為である」，「いじめはどの子どもにも，どの学校でも，起こりうる」との意識を持ち，それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また，児童に関わる全ての大人は，学校生活，家庭生活，地域活動等において児童に物理的・心理的暴力を行うことも，見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し，児童が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は，心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという，学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり，社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

（１）家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭，その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また，児童からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

（２）保護者の責務等

保護者の責務等については，「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように，いじめ

られている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条3項）

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、町教育委員会又は町立学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

（1）重大事態について

「法」第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する」児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、同項第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は町立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（2）重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

全ての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態とは何か、重大

事態に対してどう対処すべきか等を確実に認識しておくために、年度初めの職員会議や教員研修等において、共通理解を図る。すべての学校に設置されているいじめ問題対策チームが、校内のいじめ対応にあたって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、町立学校と町教育委員会が連携して対応をとることができるように、組織体制を整備する。

（３）重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、町立学校は町教育委員会を通じて町長及び県教育委員会に事態発生について報告する。また、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

（４）重大事態の調査

重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

ア 町立学校が調査主体の場合

- ・町教育委員会の指導・助言のもと、速やかに町立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第２２条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに町立学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 町教育委員会が調査主体の場合

- ・町教育委員会のもとに、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・町立学校は町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

（５）調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・町教育委員会又は町立学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・町立学校に係る調査結果については、町長及び県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（６）調査結果を踏まえた必要な措置

町教育委員会及び町立学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

（７）いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストの活用

（１）～（６）の重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等にあたっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認したうえで対応すること。その際「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を参考にする。

参考資料 主な相談機関の案内

	相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間 等
1	津幡町教育センター	076-288-5363	月～金 9:00～16:00
2	津幡町少年育成センター	076-288-2125	月～金 8:30～17:15
3	津幡町児童なんでも相談	076-288-6704	第2火 13:30～16:00
4	24時間いじめ相談テレホン (石川県教育委員会)	076-298-1699	24時間受付
5	24時間いじめ相談テレホン (文部科学省)	0570-078-310	24時間受付
6	石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
7	石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00
8	石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
9	「子どもの人権110番」 (金沢地方法務局)	0120-00-7110	月～金 8:30～17:15
10	いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-61-7867	24時間受付
11	金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
12	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
13	金沢弁護士会 (子どものなやみごと相談)	076-221-0831	木 12:30～16:30

令和8年度 笠野小学校 いじめ防止基本方針
「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」

令和8年4月